

教育振興資金募集について（ご寄付のお願い）



在学生保護者 様

教育振興資金募集について（ご寄付のお願い）

学校法人国際学院は昭和38年(1963年)の創立以来、「誠実、研鑽、慈愛、信頼、和睦」という建学の精神のもと、「礼をつくし、場を清め、時を守る」という教育方針を実践し、今日に至るまで、幼稚園や保育所の先生、豊かな食生活や健康を支える栄養士、調理師などの専門分野において社会の一員として生きていく上で何よりも大切な豊かな人間力を身につけた専門職業人の輩出に先導的な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、本学の教育方針に基づいた人材を育成していくためには、学修成果の向上を図るための施設・設備等の充実、各種奨学金制度や海外研修の充実など、教育研究環境の整備等を一層進めていかねばなりません。

こうしたことから、本学では、多くの皆様方のご支援を得てこれらの課題に取り組むべく、教育振興資金を募集しております。

このような事情や趣旨をご理解いただき、是非とも多くの皆様方からの教育振興資金へのご寄付を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年7月吉日

国際学院埼玉短期大学 学長 大野 博之



<募集要項>

【募集目的】

教育研究施設の充実、各種奨学金制度の充実、教育研究に係る資金の充実等の目的に使用させていただきます。ご寄付は随時受け付けております。

(1) 教育研究の充実

短期大学の教育研究活動充実のために活用される資金に充当します。

(2) 奨学金の充実

大野誠奨励資金、提携教育ローン利用者への利子助成のための資金に充当します。

(3) 教育研究施設・設備の充実

短期大学の教育研究施設の整備や機器備品充実のための資金に充当します。

■主な教育研究施設整備、教育研究環境向上等推進事例

平成29年度

- ✚ 本館のトイレの改修(継続)
- ✚ 校庭 人工芝敷設(テニスコートを多目的スペースとして活用)・・・(継続)
- ✚ 実習室設備の教育環境改善
 - ・第1調理実習室
 - ・第2調理実習室
 - ・第3調理実習室
 - ・第4調理実習室
 - ・製菓・製パン実習室
- ✚ 本館バリアフリー化事業(正門玄関及び1階ユニバーサルトイレ工事)

平成30年度

- ✚ 施設照明のLED化等(継続)
- ✚ 101教室・301教室 机と椅子リニューアル・・・(追加)
- ✚ 101教室・301教室 サブモニター設置
- ✚ 沐浴人形整備
- ✚ 空調設備整備

令和元年度

- ✚ 施設照明のLED化等(継続)
- ✚ 教育ICT環境整備(充実)
 - ・情報処理室 機器/ファシリティリニューアル
 - ・教育用アプリケーションサーバリプレイス
 - ・学生用ネットワーク機器リプレイス
 - ・セキュリティシステムリプレイス
 - ・アクティブラーニングシステム整備
- ✚ 図書館の配架・レファレンス(充実)
- ✚ 卒業研究発表会支援(新規)
- ✚ SDGs 活動推進経費(新規)

◎個人の皆様

1 募集金額

1口1万円（口数は任意です。趣旨をご理解いただきご協力いただければ幸いです。）
なお、1口(1万円)未満のご寄付であってもありがたくお受けいたします。

2 寄付の申込方法

- ・本学指定の振込用紙でお近くの金融機関(郵便局または銀行窓口)からお振込み願います。
- ・ATMまたはネットバンキングを利用して振込まれる場合は、後日「税額控除の証明書」を送付いたしますので、お手数ですが本学指定の「寄付金申込書」を本学会計課までご提出願います。

【お振込先】

銀行名 埼玉りそな銀行／大宮支店

口座名 学校法人 国際学院

口座番号 普通 6057433

3 税制上の優遇措置

所定の手続きを行うことにより所得税等の計算において優遇措置を受けることができます。
(詳細は、<税制上の優遇措置>をご覧ください。)

◎団体・法人の皆様

1 募集金額

1口1万円（口数は任意です。趣旨をご理解いただきご協力いただければ幸いです。）

2 寄付の申込方法

- ・個人の皆様同様、本学指定の振込用紙でお願いいたします。

3 税制上の優遇措置

法人の皆様からのご寄付につきましては、当該事業年度の損金に算入することができます。

(1) 特定寄付金（特定公益増進法人に対する寄付金）

- ・一般寄付金の損金算入限度枠とは別枠でこれと同額まで損金算入ができます。
- ・寄付金は、国際学院に直接お振込みをお願いします。
- ・本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人証明書（写）」によって手続きができます。
- ・上記の書類は、寄付金が入金され次第発行いたします。

(2) 受配者指定寄付金（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄付金）

- ・日本私立学校振興・共済事業団を通じて国際学院埼玉短期大学を受配者に指定して寄付される場合は、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。
- ・寄付金は、国際学院を通じて事業団にお振込みをする方法をお取りいただいております。
- ・日本私立学校振興・共済事業団所定の寄付申込書（法人用）に必要事項を記入・押印のうえ国際学院あて送付ください。
- ・受配者指定寄付金をご希望の方は、次ページ記載の担当者までご連絡願います。

<税制上の優遇措置>

・個人の皆様からの教育振興資金への寄付金は、確定申告をすることにより所得税等の寄付金控除を受けることができます。

1. 所得税および所得の寄付金による控除

控除には2種類あり、①「税額控除」②「所得控除」のいずれかの制度を寄付者ご自身において確定申告の際に選択していただきます。

詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

≪①税額控除≫による場合

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において「②所得控除」と比較して減税効果が大きくなります。

・寄付金額が年間2,000円を超える場合に、その超えた金額の40%に相当する額を当該年の所得税額から控除されます。

控除額計算式：(寄付金額－2,000円(適用下限額))×40%(控除率)＝税額控除額

※ 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

≪②所得控除≫による場合

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

・寄付金額が年間2,000円を超える場合に、その超えた金額が当該年の所得金額から控除されません。

所得控除計算式：寄付金額－2,000円(適用下限額)＝所得控除額

※ 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

2. 個人住民税の寄付金による控除

本学院へご寄付いただいた方の翌年1月1日にお住まいのご住所が、税額控除対象寄付金として条例で指定している県・市区町村の方は、翌年度の個人住民税の寄付金税額控除の措置を受けることができます。所得税控除を受けるための確定申告を行う方は自動的に税の寄付金控除を受けることができますが、確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、お住まいの県・市区町村に申告してください。

詳しくは住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

● 寄付金控除申告の方法

寄付金控除を受けるには、ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には(1)『税額控除に係る証明書(写)』または『特定公益増進法人証明書(写)』と、(2)本学院発行の『領収書(寄付金受領証明書)』またはお手元の『払込受領証(裏面に寄付金の領収書に代わる旨が明記されているもの)』が必要となります。

ご寄付をいただいた方には、翌年1月に当学院からご案内いたします。

学校法人国際学院

〒330-8548

さいたま市大宮区吉敷町2丁目5番地

TEL : 048-641-7468 / FAX : 048-641-7432

国際学院埼玉短期大学 担当：小川